

○厚生労働省告示第二百四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年五月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>、 1121、 1122、 1126、 1128、 1129、 1131 及び 1135 に掲げる高度管理医療機器</p>	<p>1083、 1086 から 1090 まで、 1093 から 1095 まで、 1098、 1099、 1101 から 1103 まで、 1107、 1116、 1118</p>	<p>告示第二百九十八号)別表第一の1から326まで、 1066、 1067、 1069、 1072、 1079、</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度 管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成十六年厚生労働省</p>	<p>改正後</p>
<p>、 1121、 1122、 1126、 1128、 1129 及び 1131 に掲げる高度管理医療機器</p>	<p>1083、 1086 から 1090 まで、 1093 から 1095 まで、 1098、 1099、 1101 から 1103 まで、 1107、 1116、 1118</p>	<p>告示第二百九十八号)別表第一の1から326まで、 1066、 1067、 1069、 1072、 1079、</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度 管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成十六年厚生労働省</p>	<p>改正前</p>